令和5年度第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時 | 令和5年(2023年)8月9日 午後2時00分から午後3時30分まで

開催場所 │甲賀市まちづくり活動センターまる一む 多目的室 2

出席委員 | 真山達志委員 西村泰雄委員 安達みのり委員

田中京子委員 田中稔委員 杉本元枝委員 古谷兼一委員 鎌倉康廣委員

北林榮一委員 野瀬昌子委員 西田喜代子委員 【11名出席】

甲賀市 正木副市長

市民環境部 保井部長 前田次長

事務局 人権推進課 福澤室長 中條室長補佐 井上係長

傍聴者 なし

会議次第 1. あいさつ

2. 委嘱

3. 委員・事務局職員の紹介

4. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務の確認

5. 議事

(1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について

(2) 甲賀市パートナーシップ制度の導入について

6. 閉会

会議資料 会議資料1

会議資料2

会議資料3

会議資料3(参考資料1)

会議資料3 (参考資料2)

会議資料4

会議資料4(参考資料3)

会議内容

開会

甲賀市市民憲章朗読

- あいさつ
 副市長 あいさつ
- 2. 委嘱
- 3. 委員・事務局職員の紹介 委員自己紹介 事務局自己紹介
- 4. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務の説明 【会議資料1・2】

事務局:今年度第1回目の審議会となるため、改めて条例及び審議会規則に基づき説明。

審議会の公開について説明。

5. 議事

審議会規則第6条3項の規定により、進行は真山達志会長。 会長あいさつ

(1) 甲賀市人権に関する総合計画の総合管理について

【会議資料3】

関係各課の分野別の主な取り組み状況を「成果」と「課題」を用いて分析したもの

【会議資料3(参考資料1)】

関係各課の分野別に見た各取組の評価一覧表

【会議資料3 (参考資料2)】

参考資料1を基に分野別に点数化し集計したもの

事務局:分野ごとに特徴的な事業を説明。

≪委員意見等≫

会 長:質問や意見はありますか。

委 員:事務事業評価の方法について教えてください。

事務局:甲賀市総合計画の評価方法に準じています。AからDまでの4段階で評価し、行動計画と成果指標いずれもが目標より上回ればA評価、一方が目標値を下回ったならB評価、両方が目標を下回るもその差が10%未満ならC評価、その差が10%以上ならD評価の区分になっております。

会 長:総合計画のうち、人権に関するものを抜き出しているという考えでいい ですか。

事務局: そうできればよいと思いますが、所属ごとに計画を持っておりますので、直接自動的に評価できるものでないのが現状です。

会 長:何年か前に、かなり詳細に評価されたのですが業務的に負担が大きす ぎるという意見が審議会委員から寄せられ、他に活用できる評価方法 を探し簡略化されたと記憶しています。

委員:昨年の審議会で質問しましたが、評価の幅が大きいことについて事務

局で検討されるということでしたが、そのあたりはどうなりましたか。

- 事務局: 昨年の審議会で委員からご指摘いただきましたので、今年は進捗管理の各課照会時に複写せず、しっかり分析して報告するよう依頼しました。ただ、総合計画の評価項目を策定した担当課が自己評価していますので、どうしても担当の思いが評価に現れて部署により評価のばらつきが多少出たかと思われます。評価の仕方につきまして検討いたしましたが、他の実施計画と評価基準を統一していることからこのままとしています。
- 委員:子どもの人権について、外国人の家族が増加している。小中学校での対応はされているが、外国人の幼児および高校生の教育が抜けている。永 住する上で抜けているのではないか。対策はないのか。
- 事務局:本市の外国人の教育については行政も取り組んでいますが、民間の取り組みが特に大きいと思います。今後は施設整備以外にソフト面の支援を考えたいと思います。例えば日本語教室につきましても民間の方も頑張っていただいています。行政としてやるべきことができていないことがあると思います。甲賀市に来られたら少なくとも高校、さらに学びたい方は専門学校や大学に進学できるような教育環境をしっかり整えていきたいと考えています。一方、外国籍の子どもだからといっていじめを受けているという話を聞かないのは、甲賀市の良いところだと思います。
- 会 長:人権総合計画の自己評価を毎年実施するのは基本の出発点だと思います。概ねこのような評価で審議会として、ご了解いただけたと思います。
- (2) 甲賀市パートナーシップ制度の導入について

【会議資料4】

甲賀市パートナーシップ制度の導入について、概要や計画での位置 づけ、今後のスケジュールについてまとめたもの

【会議資料4 (参考資料3)】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民 の理解の増進に関する法律の概要

【甲賀市パートナーシップ制度の導入について (諮問書)】 市長から審議会会長へパートナーシップ制度について諮問。

≪委員意見等≫

会 長:質問や意見はありますか。

委 員:パートナーシップ制度を導入している自治体は少ないが、人口カバー率 が高いのはなぜか。

事務局: 県単位や都市部で導入されたからです。現在滋賀県は導入されていません。例えば滋賀県で導入された場合、甲賀市も適用になります。県が導入しなくても、甲賀市独自で導入できます。

委 員:過去に相談があったそうだが、内容はどういったことか。相談者は市営

住宅の入居を希望されていたのか。

- 事務局:相談内容は、戸籍上の性別と自身の心の性別が異なるということで悩んでおられるということでした。市営住宅の入居は希望されていませんでした。
- 会 長:現在長浜市の人権施策審議会の委員をしているが、現在長浜市もパート ナーシップ制度の導入の検討を進め、審議会にも諮問されてほぼ同じ 進行状況です。
- 委 員:三親等でパートナーシップ制度が適用できるのか。戸籍法との関係はど うなるのか。また、既婚者はできるのか。
- 事務局: 先進地では既婚者は適用外、また、すでにパートナーシップ制度を利用されている方も適用外とされていますので、今後はこのような考え方が主流になっていくのかと思われます。他市の例を参考にしたいと思います。
- 会 長:パートナーシップ制度は法律に基づかない制度だが、通常の配偶者と同じ関係の行政上サービスが受けられるので、重複利用をすると効果が二重に発生するので一般的には制度の趣旨に合わないと思うので制度設計で不公平や悪用が起きないようにする必要がある。また、制度を作るだけでなく、甲賀市としてそのような人権をどう考えるかということが重要である。
- 委員:この制度は、市民しか効力がないのか。
- 会 長:パートナーシップ制度は法律上の効力はありません。市外の方に適用しても行政サービス上の意味がないと思います。
- 事務局:例えば3か月以内に転入される方のみ可とするなど、制度設計について考えていきたいと思います。
- 委 員:県がこの制度を導入すれば県内で適用されるので、甲賀市で導入しなく てもよいのか。
- 事務局: 県が導入されれば甲賀市でも適用されますが、さらに適用したいことが あれば独自に作ることがあると思います。
- 会 長:民間の制度を適用しようとするならば県で導入されればよいかと思うが、市独自のサービスに対し適用しようということがあるならば、市独自の制度を導入したほうがきめ細かな対応が可能になるかと思う。二重で作ってはいけないことはない。県より市の方が早く制度ができると思う。
- 会 長:新しい動きなので実態がよくわからず、市民のなかには疑問を持たれる 方もいると思う。それに対し行政は丁寧に説明する必要がある。審議会 にとっても重要なので進めていただきたい。これから市の方で内容を 検討し具体的な案が出た段階で、審議会で議論いただき疑問点やアイ デアをいただきたいと思います。

閉会

・西村副会長 あいさつ